

7 在宅避難者への支援

- ・ 避難所では、プライバシーの確保が困難なことから、区民がライフラインの停止した自宅で避難生活を送ることも想定される。このため、自宅等避難者に対する食料や支援物資の配給体制及び情報の提供方法等についてあらかじめ定める。
- ・ 食料や支援物資の配給は、一次避難所となった小中学校等において、混乱を招かないように一次避難所避難者と在宅避難者の物資配布場所を分ける等配慮する。
- ・ 在宅避難者への支援に当たっては、町会・自治会や民生委員の協力を得て、在宅避難者の所在把握や、最寄りの一次避難所まで食料や支援物資を受取りに行けない在宅避難者に対する配布等を行う。